

2020年6月4日

報道関係各位

天馬のガバナンス向上を考える株主の会

天馬株式会社 監査等委員会による報道発表資料について

「天馬のガバナンス向上を考える株主の会」(以下「当会」といいます。)は、天馬株式会社(東証1部：証券コード7958、以下「天馬」といいます。)に対し、本年6月開催予定の定時株主総会(以下「本総会」といいます。)での取締役選任について、現取締役を完全に刷新し、新たな取締役体制にすることを求める株主提案(以下「本提案」といいます。)を行っております。

今般、天馬の監査等委員会において、天馬が会社提案として本総会に提出する取締役選任議案に「不適切」との意見(会社法342条の2第4項)を出すこと、および経営陣の法的責任の有無を問う「取締役責任調査委員会」を設置した旨の報道が本年6月2日付でございました。

同報道内容に関して、天馬からは現時点で何ら公表・適時開示はなされておられません。

一方、当会にて、監査等委員会が天馬株主様に向けた報道発表資料を入手いたしましたので、株主の皆さまが十分な情報に基づいて本総会の選任議案につき議決権行使をしていただくため、同報道発表資料を開示させていただきます。

報道機関 お問い合わせ窓口

「天馬のガバナンス向上を考える株主の会」

事務局：連絡先 03-6721-5099

(報道対応に係る業務受託者：パスファインド株式会社)

ホームページ：<http://tsukasanews.com>

注：本書は、本総会における会社提案議案及び株主提案議案のいずれについても、当会を構成する者又は第三者に議決権の行使を代理させることを勧誘するものではありません。

2020年6月2日

各位

会 社 名 天馬株式会社

常勤監査等委員・取締役 北野 治郎

(コード：7958、東証一部)

問い合わせ先 常勤監査等委員・取締役 北野 治郎

(080-7013-4098)

お知らせ

(監査等委員会による取締役選任候補者についての意見および取締役責任調査委員会の設置について)

天馬株式会社（以下「当社」といいます）の監査等委員会（以下「当委員会」といいます）は、株主の皆さまへの適切な情報提供のため、別紙のとおり、監査等委員会で決議済みの①取締役選任候補者についての監査等委員会の意見の内容の概要（会社法342条の2第4項）〔2020年5月27日決議〕、および②取締役責任調査委員会の設置〔2020年5月19日決議〕について、監査等委員会の立場から株主の皆さまにお知らせすることを、本日決議いたしました。

当社は、2020年6月開催予定の当社第72回定時株主総会（以下「本総会」といいます）の議案等に関して、2020年5月27日付けで「取締役候補者に関するお知らせ及び株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ」と題するプレスリリースを開示しております。

一方で、取締役候補者に関連する重要な事実である、別紙に記載の監査等委員会の意見表明および責任調査委員会の設置の事実が、当社株主の皆さまにご提供されておられません。

当社の株主の皆さまに、十分な情報に基づく熟慮の上で、本総会の選任議案について議決権行使をしていただくため、また、各監査等委員が負っている監査等委員取締役としての善管注意義務を十分に尽くすため、極めて異例ではございますが、当委員会として独自に、別紙のお知らせを開示させていただくこととした次第です。

別紙のお知らせにより、株主の皆さまが、十分な情報と時間的余裕をもって、熟慮の上で本総会における「監査等委員でない取締役」の選任議案について議決権行使を行っていただくための一助となりましたら、誠に幸いに存じます。

以上

2020年6月2日

株主各位

天馬株式会社 監査等委員会
常勤監査等委員 北野 治郎



お知らせ

取締役選任候補者についての監査等委員会の意見の内容の概要(会社法342条の2第4項、会社法施行規則74条1項3号)をお伝えいたします。

第1 招集通知に以下を記載するように請求しました。

1 金田宏氏

法令遵守、内部統制に対する内外からの信頼回復が当社の喫緊の課題であるが、同課題の実現に向け、以下の理由から同氏は問題があり取締役候補として不適切である。

- (1) 2019年にX国の海外公務員への贈賄事実を知った後、法務IR担当常務取締役として対応した。同氏は、コンサルティング契約を締結させ、虚偽の経費処理のための偽装工作を進めた。重大な意思決定を下す職責を担う取締役が無知だったことが、当社の企業価値を大きく毀損させ、取締役の経営責任は悪意があった場合と同程度に重大とみるべきである(第三者調査委員会調査報告書)。
- (2) 同氏が常務執行役員新規事業推進室長であった2019年5月に当社はスピンショナル株式会社の増資を引き受け6000万円を払い込んだ。同社は同氏が代表取締役でかつ85%の株式を所有する会社で債務超過にあり、同氏から4000万円超の借入があった。同氏は当社の6000万円の増資払込および同氏が代表取締役のFHLホールディングス株式会社による約4000万円の増資払込後、同日約4000万円を回収していた。同回収を2020年5月の監査等委員の監査の結果、取締役3名ははじめて知った。同増資取引は、一般株主と利益の相反するおそれがある取引であるとともに、取締役への説明の充分性に問題があり、内部統制の環境を構成する経営者としての誠実性・倫理観に欠ける。

2 須藤隆志氏

法令遵守、内部統制に対する内外からの信頼回復が当社の喫緊の課題であるが、同課題の実現に向け、以下の理由から同氏は問題があり取締役候補として不適切である。

- (1) 同氏が作成に関与した2017年3月期以降の有価証券報告書・内部統制報告書等を、2020年3月期に遡って訂正した。
- (2) 同氏はCFOとして、虚偽の経理処理を主導して推し進め、何事もなかったかのように、あずさ監査法人に経営確認書を提出し第二四半期の決算発表をした。
- (3) 須藤氏は、X国の外国公務員への現金支出が、監査等委員に伝わると、監査法人にも情報が伝わり、おおごとになるから、監査等委員に伝えなかった。

- (4) 海外子会社における杜撰な統制環境や内部統制の無効化を放置し、海外子会社の経営陣が外国公務員に交付するための現金を出金することに対する有効な統制をきかせてこなかった。
- (5) あずさ監査法人が、適時適切な説明・報告がなく、信頼関係が損なわれたとし、退任した。

3 与謝野明氏

法令遵守、内部統制に対する内外からの信頼回復が当社の喫緊の課題であるが、同課題の実現に向け、以下の理由から同氏は問題があり取締役候補として不適切である。

- (1) 同氏は Y 国の子会社の総経理であったとき、Y 国の税関局職員への現金交付について情報を共有した上で、同支払いを承認した。
- (2) Y 国の贈賄は当局側から金銭要求を受けた場合と比較し、より悪質である（第三者調査委員会調査報告書）。
- (3) 経営企画部への報告は事後報告であったこと、メールまたは報告書にて調整金を支払ったことを本社へ報告していると同氏は述べているが、当該メールまたは報告書を、第三者調査委員会は確認できていない。
- (4) 税関局職員に対する現金交付は領収書が発行されないため、組織ぐるみで別の領収書を収集し、それらを転用して経理処理をした点も大きな問題である。このような不適正な経理処理は、外国公務員に対する贈賄リスクのみならず、着服横領リスクも生じさせている（第三者調査委員会調査報告書）。

第2 上記に対する会社側の意見です。

なお取締役 9 名のうち、下記の記載について取締役会決議で賛成した者は、金田保一代表取締役、藤野代表取締役、金田宏取締役、須藤取締役、藤本監査等委員の 5 名であり、残りの 4 名は反対しました。

① 監査等委員会における意見形成手続の適正性・公正性には疑義があること

当社の監査等委員会は 3 名の監査等委員により構成されておりますが、上記意見は、3 名の監査等委員のうち、藤本監査等委員に対する何らの事前説明がないまま、監査等委員会による意見書の提出日である 2020 年 5 月 27 日当日に緊急で招集・開催され、藤本監査等委員の意見を一切受け入れることなく、わずか 10 分程度で北野監査等委員及び片岡監査等委員の賛成により決議されたとのことです。なお、北野監査等委員及び片岡監査等委員による上記意見に対し、藤本監査等委員からは反対の意見が述べられ、同氏からは当社取締役会に対し、「私としては、克服すべき深刻な経営課題があり、司元名誉会長による株主提案が行われているような当社の経営環境下において、取締役会において議論を重ね、当社の企業価値を最優先に、経営の連続性を担保しつつ経営体制の

刷新を図って策定された本議案について、急遽、監査等委員会で十分な協議を行うこともなく過半数での採決を強行し、株主総会招集通知に対してこのような意見の付記を請求することは、第三者委員会の調査報告書において厳しく指摘されている取締役メンバー間の相互不信をより助長するものであって、決して正しいものではなく、残念に思っています。」との意見を頂戴しております。

② 監査等委員会の意見及びその表明に至る経緯には当社取締役会として承服しがたい点が見られること

上記監査等委員会の意見においては、第三者委員会の調査報告書の内容が言及されていますが、第三者委員会の調査報告書においては、取締役会のガバナンス機能が不全に陥った原因として、取締役会メンバー間の相互不信及び司名誉会長(当時)による経営介入の容認が厳しく指摘されております。そして、同調査報告書においては、本来はステークホルダー目線から独立性を維持し、X国天馬の問題に起因する当社の企業価値の毀損を最小限に抑えるべく危機対応に当たることが期待される監査等委員らでさえ、2019年11月19日に取締役会で報告を受けてから2020年2月28日に調査報告会を開催するまでの間、X国天馬の問題の「犯人捜し」に執着して相当の時間と労力を費やし、その結果、金融庁・東京証券取引所・捜査機関など外部関係機関とのコミュニケーションを中心とする然るべき危機対応を置き去りにしてきたこと、2019年11月19日の取締役会は、本件の危機対応として第三者委員会の設置を協議するという重大な意思決定の場面であったにもかかわらず、片岡監査等委員は、当日の取締役会を欠席して株式会社TQで開かれた会合に参加し、司名誉会長(当時)と反社長派の拠点長らに同調して、藤野社長の問題行為と考えられる事項を監査等委員会に設置された内部通報窓口に一斉に通報することなどが決められたことなどが厳しく批判されております。しかしながら、北野監査等委員及び片岡監査等委員は、同調査報告書受領後においてもなお、第三者委員会の指摘を真摯に受け止めることなく、以下のような行為に及びました。

・北野監査等委員及び片岡監査等委員は、2020年4月23日の取締役会において、再び不当な経営介入を行った司名誉会長(当時)の解任決議に反対した

・片岡監査等委員及び北野監査等委員は、当社取締役会において、金田常務が代表取締役を務めるスピシエル株式会社について、誤った事実を前提とした批判を執拗に繰り返していた(なお、当社によるスピシエル株式会社に対する出資については、合理的前提に立って作成された同社の事業計画に基づき、第三者の適正な株式評価結果に照らして、当社取締役会決議を経て行われたものである上、当社による出資金が金田常務個人に対する貸付金の返済に用いられたといった事実も一切ありません。預金通帳の閲覧によって資金の流れに不合理な点がないこと、経営概況ヒアリングによってスピシエル株式会社のビジネスの実態等に関して特段の懸念がないこと、むしろ、新型コロナウイルス感染症の影響によりスピシエル株式会社の基盤システムであるビデオ通話

システムのプラットフォームを使った主要ビジネス Live Call への引き合い・問合せが増加していることなどが確認されており、減損処理の必要性を含めて、当社の会計監査人からは特段の指摘も受けておりません。)

・本調査報告書の公表版には、当社従業員を含む関係者のプライバシー及び公的機関による捜査・調査に支障を与える可能性にも配慮して、第三者委員会において必要と判断した部分的非開示措置が実施されており、当社取締役会においてもかかる方針に従って公表を行う旨決議を行っていたにもかかわらず、北野監査等委員は、当社取締役会又は監査等委員会の決定を経ずに、独断で取締役会の構成員以外の者に非開示措置が実施されていない本調査報告書の全文を開示し、社内の動揺・混乱を招いた

・当社取締役会においては、2020年5月22日に本定時株主総会における会社提案の役員候補者を決議し公表すべく準備を進め、監査等委員である候補者については既に監査等委員会の決議による同意を得ていたにもかかわらず、同日の取締役会の直前に突如として開催された臨時監査等委員会に際して、北野監査等委員は司元名誉会長の代理人弁護士が所属する法律事務所が作成者と表示された資料を回付し、従前の監査等委員会による同意を撤回し、監査等委員会として新たな監査等委員の候補者を決定した

・2020年5月22日の取締役会において、当初、片岡監査等委員は、同日付の臨時監査等委員会で決定した新たな監査等委員の候補者を紹介した人物の氏名は回答できないと頑なに拒絶していたものの、最終的には、司元名誉会長の代理人弁護士が所属する法律事務所の弁護士が紹介者であることを明らかにした

当社取締役会としては、上記の各事情を総合的に考慮すれば、上記①のように片岡監査等委員及び北野監査等委員によって強行された今般の監査等委員会の意見表明については、承服しがたい不審点があり、遺憾の意を表明せざるを得ないところです。

③ 監査等委員会の意見は、取締役会として到底看過できない不相当な内容であること

監査等委員会の意見は、金田常務と須藤取締役が乙法律事務所からコンサルティング契約の締結及びそれに基づく現金交付が違法行為に該当する可能性がある旨を指摘されて以降、直ちに当該取引を停止し、事案の解明に向けて第三者委員会の設置等を主導し、本調査報告書の受領後には外部専門家と綿密に協議を重ねながら、再発防止策の策定、関係機関との折衝、機関投資家との対話、取締役会の大幅な刷新に向けた新任候補者の選定を含むガバナンス体制の改革などに主体的に取り組むことで、当社の企業価値の維持・回復のために尽力してきた事実を看過する極めて偏った見解であり、また、第三者委員会が認定するに至っていないY国の税関局職員に対する現金交付について、特段の理由を述べることなく、あたかも現金交付があったことを暗に前提としている点などにおいて、当社取締役会として到底看過できる内容ではないと考えております。

以上

2020年6月2日

株主各位

天馬株式会社 監査等委員会
常勤監査等委員 北野治郎



取締役責任調査委員会設置に関するお知らせ

当社は、2020年4月2日付け「第三者委員会の調査報告書の公表等に関するお知らせ」のとおり、当社海外子会社における外国公務員贈賄等の問題（以下「外国公務員贈賄等の問題」といいます）に関して、第三者委員会から受領した調査報告書（公表版）を開示いたしました。

また、外国公務員贈賄等の問題のほか、当社の過去における不適切な疑いのある当社取締役関係会社に対する投資、その他当社取締役のコンプライアンス違反、内部統制の無効化など、監査等委員でない取締役（以下「対象取締役」といいます）の職務執行に関する不正行為・法令違反行為、その疑いのある行為が発覚しております。

そこで、当社監査等委員会は、外国公務員贈賄等の問題に関して2020年3月13日に第三者委員会の調査報告書を受領していることも踏まえ、対象取締役の職務執行に関し任務懈怠責任があったか否か、及び当社として対象取締役の責任追及をすべきか否か等について、法的な観点から当社として適切かつ公正に判断するため、独立性を確保した利害関係のない中立・公正な立場にある社外の弁護士からなる取締役責任調査委員会を、2020年5月19日に設置いたしました。

取締役責任調査委員会の概要につきましては下記のとおりです。

記

1. 取締役責任調査委員会の位置付け

取締役責任調査委員会は、外国公務員贈賄等の問題その他調査の過程で発覚した対象取締役の不正行為・法令違反行為、その疑いのある行為等に関して、対象取締役の職務執行に関し任務懈怠責任があったか否か、及び当社として対象取締役の責任追及をすべきか否か等について、法的な側面から調査・検討を行う。

2. 委員の構成

取締役責任調査委員会の委員は、次の、当社および当社現取締役と利害関係のない独立した立場にある社外の弁護士とする。なお、各委員の詳細については、添付資料のとおり。

委員長：小館 浩樹（弁護士）

委員：三宅 英貴（弁護士）

委員：元芳 哲郎（弁護士）

注）いずれもアンダーソン・毛利・友常法律事務所 所属

また、取締役責任調査委員会は、補助者を任命することができるものとする（但し、当社・当社現取締役と利害関係を有しない者に限る）。

3. その他

取締役責任調査委員会の調査の方法、調査報告の方法、その他詳細事項は、都度、取締役責任調査委員会の決定に委ねることとする。

以上

添付資料

(委員の略歴)

■ 小館 浩樹 (こだて ひろき)

1996年 弁護士登録

2002年 法務省民事局参事官室 (会社法の企画・立案担当)

2005年 内閣官房 法令外国語訳・実施推進検討会議 作業部会委員

2012年 東京証券取引所 上場インフラ市場研究会 委員

(現在、アンダーソン・毛利・友常法律事務所パートナー弁護士)

■ 三宅 英貴 (みやけ ひでたか)

2000年 検事任官

2004年 弁護士登録

2010年 金融庁証券取引等監視委員会事務局 (開示検査・国際取引等調査担当)

2013年 EY 新日本有限責任監査法人 (フォレンジック部門)

(現在、アンダーソン・毛利・友常法律事務所パートナー弁護士)

■ 元芳 哲郎 (もとよし てつろう)

2002年 弁護士登録

(現在、アンダーソン・毛利・友常法律事務所パートナー弁護士)

以 上